

令和6年 第7回 新富町農業委員会会議録

(令和6年7月29日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和6年 第7回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和6年7月29日(月)					
召集の場所	新富町役場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和6年 7月29日 午後 2時58分 議長 閉会 令和6年 7月29日 午後 3時50分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1 番	平下 裕敏	○	9 番	長友 保	○
	2 番	前田 章男	○	10番	猪俣 忠	×
	3 番	山口 弘安	○	11番	中山 真一	○
	4 番	芳野 京子	○	12番	仲原 亨	○
	5 番	井崎 誠	○	13番	倉永 英生	○
	6 番	藤井 貞敏	○	14番	新恵 浩二	○
	7 番	太田 茂	○	15番	長友 嘉美	○
	8 番	鬼塚 眞理子	○	16番	出口 幸一郎	○
会議録署名委員	1 1 番 中山 真一 委員 1 2 番 仲原 亨 委員					
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	宮本 信一	○			
	局長補佐	嶋末 剛	○			
	主幹兼係長	池田 美季	○			
	係長	中谷 静江	○			
会議に付した事件	別紙のとおり					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					
議 案 写	省 略					
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (3) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について
- (4) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について
- (5) 新富町農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて
- (6) 農地所有適格法人の承認について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について

議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第37号 新富町農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて

議案第38号 農地所有適格法人の承認について

議長 ただ今から、令和 6 年第 7 回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員 8 名、農地利用最適化推進委員 7 名であります。定足数に達していますので総会は成立しております。

議長 6 月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。
 会議録署名委員に 11 番 中山真一委員、12 番 仲原 亨委員を指名いたします。

議長 日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。
 お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

 (異議なし声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

議長 それではさっそく議事に入りたいと思います。
 日程第 3 議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 その 1 について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 1 についてご説明いたします。
 譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は大字下富田■■■■■■■■■■、田で 614 m²です。所有権移転の経営規模拡大で知人間での無償贈与となります。
 次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、作付けがしてあり耕作するのに問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

長友嘉 ないです。

議長 ただ今、説明が終わりましたがご質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 33 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 33 号については申請どおり承認されました。

議長 次に、議案第 34 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。現地調査資料の 1 ページ目になります。
譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さんになります。申請地は
大字新田■■■■■■■■で■■■地区集会所から南東に 100m 進んだ
土地になります。（航空写真で現地を示して説明）登記地目が畑で面積
が 500 ㎡になります。所有権移転で、土地代は祖父からの無償贈与にな
っております。申請内容は一般個人住宅建築になっております。現地調
査資料 2 ページ目の利用計画図の方でご確認ください。

申請理由は議案書記載のとおりでございます。こちら第 1 種農地と
判断しておりますが「住宅のその他申請に係る土地の周辺の地域にお
いて居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設
置されるもの」ということで不許可の例外に該当いたします。説明は以
上です。

議長 それでは担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

2 番 前田章男 委員

前田 2 番前田が申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。周りは宅地に囲まれており、更に道路に面しており排水溝もあり、なんら問題ないかと思います。以上です。

議長 地元委員からは何かありますか。

芳野 ありません。

議長 次に、その 2 について事務局に説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。現地調査資料の 3 ページ目をご覧ください。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さんです。申請地は大字新田■■■■■■■■で、■■区集会所から南南東へ 200m ほど進んだ土地でございます。(航空写真で現地を示して説明) 登記地目が畑の 8.62 m² で土地代は無償贈与につき発生いたしません。申請内容は住宅敷地の拡張で、建築面積は 8.62 m² になります。現地調査資料 4 ページ目の利用計画図をご確認ください。

申請理由は議案書記載のとおりでございます。周辺の状況から第 2 種農地と判断しております。許可相当と判断しました。なお、すでに建築物が建っているため、追認案件となります。説明は以上でございます。

議長 それでは担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

議長 2 番 前田章男 委員

前田 2 番前田が現地調査の結果を報告いたします。先ほども言われたとおりすでに宅地にするには、現地には建物も建っており、申請地にはブロックも建てられており、特に申請上問題ないと思われます。以上です。

議長 地元委員からは何かありますか。

芳野 ありません。

議長 次に、その 3 ついて事務局に説明を求めます。

事務局 その 3 についてご説明いたします。現地調査資料の 5 ページになり

ます。

譲受人は■■■■・■■■■さん、譲渡人は■■■■さんです。申請地が富田南■■■■■■で■■■■の作業場から東に 30m進んだ土地になります。(航空写真で現地を示して説明) 登記地目が畑の 295 m²で所有権移転の土地代■■■■円です。申請内容は一般個人住宅で、建築面積は 125.66 m²になります。現地調査資料 6 ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりでございます。都市計画区域の準工業地域内にある農地でございますので第 3 種農地と判断しており許可相当と判断しました。説明は以上です。

議長 それでは担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

議長 11 番 中山真一 委員

中山 11 番中山が現地調査報告をしたいと思います。閑静な住宅街で隣には南 4 号公園がありまして、第 3 種農地準工業地域ということで排水も道路も大きな物が抜けております。何ら問題はないと思いました。以上です。

議長 地元委員からは何かありますか。

倉永 ないです。

議長 ただ今、議案第 34 号について説明が終わりましたが、質問等はないですか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 34 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 34 号については申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 次に、議案第 35 号 「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定

による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

14 番 新恵浩二 委員

新恵 14 番新恵が説明します。所在が新田■■■■■■■■■■で譲渡人が■■■■■■■■さん、譲受人が■■■■■■さん、畑で面積が 1,072 m²になっております。10a あたり■■■■■■円です。鬼塚委員との共同あっせんです。

議長 続きまして、貸借権設定について事務局に説明を求めます。

事務局 その 2 についてご説明いたします。借受人は■■■■■■さん、貸付人は■■■■■■さんです。申請地は大字新田■■■■■■■■■■ほか全 6 筆の畑で計 1,881 m²になります。公告期間は令和 6 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日で対価額は■■■■■■円で経営規模拡大の個別案件です。説明は以上です。

議長 ただ今、議案第 35 号について説明が終わりましたが、ご質問等はないですか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 35 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 35 号については承認されました。

議長 次に、議案第 36 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 からその 62 まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。議案第 36 号についてでございます。農地中間管理事業の地域案件および個別案件です。なお、借り手予定者につきましては、45、46 ページの様式第 7 号の農地利用集積等促進計画（案）をご確認ください。以上、説明といたします。

議長 ただ今、議案第 36 号について説明が終わりましたが、ご質問等はないですか。

太田 このファーマーズサンフィードというのは、何をしているんですか。

長友嘉 牧草です。牛の餌とか。飼料です。

事務局 以前、農地所有適格法人で承認いただいた法人になります。

議長 ほかに質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 36 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 36 号については承認されました。

議長 次に、議案第 37 号「新富町農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」を議題といたします。

議長 議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 37 号についてご説明いたします。
農業委員会に関する法律の規定に基づき、定めております農地利用最適化に関する指針の見直しということで、平成 29 年 7 月に策定し、令和 3 年に一度改定いたしました。その際、県の目標年次に合わせて、次の見直しを令和 5 年度末としていましたので、6 年度からの指針に改定するものです。つきましては、令和 5 年度末までの指針でしたので、見直し日を令和 6 年 3 月 31 日に遡り設定していることをご報告申し上げます。また、様式についても今回から、全国農業会議所が例示している様式に変更して作成しております。

それでは、37 ページをご覧ください。まず、第 1「基本的な考え方」を記載しています。次に 38 ページをご覧ください。第 2 の 1 番で「具体的な目標、推進方法」について記載しています。ここでは、遊休農地の発生防止・解消についてですが、遊休農地の解消につきましては、3 年後に遊休農地の割合の目標を 0.7%、最終年度の目標を 0.4% とし、遊休農地 1 % 未満を維持するべく、目標値の設定と推進方法等を定めております。

次に、39 ページをご覧ください。2 番で担い手への農地集積について定めていますが、農地利用集積目標として 3 年後の集積率の目標を 80.2%、最終年度の集積率の目標を 82.5% と設定しております。具体的な推進方法等も掲載しております。令和 9 年度末に全体農地面積の 9 割を担い手へ集積していき、更に、集積面積を積み上げていくことで取り組んでいく計画になっております。

続きまして、41 ページをご覧ください。3 番で新規参入の促進について定めています。新規参入の目標は、個人の参入が年間 5 経営体、法人が 3 年後に 1 法人 6 年後に 2 法人の参入を推進するための具体的な推進方法等をこちらに定めております。説明は以上でございます。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

中山 遊休農地と耕作放棄地の判別はどのように線を引けばいいのですか。似たようなものかなと思うんですが。

事務局 一緒の考え方でいいと思うんですけど、確か遊休農地は調査で使う言葉で、通常皆さん「耕作放棄地」という言葉を使われて、世間一般で言われるんですが、調査でいうと遊休農地という言葉の使い方をするんです。ランクがあるんですが、すぐ草刈りで耕作できる状態、木が生えていて除去しないとできない状態とか、そういう調査時の位置付けというのがあるんで、世間一般ではそれをひっくるめて耕作放棄地という言い方をするんだと思います。また、後ほど耕作放棄地の件については 8 月の遊休農地調査の件で説明をいたします。

議長 これって目標達成しなかったからってペナルティとかないんですよ。

事務局 ないです。皆様にお渡ししてある「農業委員会制度」の冊子があるんですがこの中に書いてある「農業委員会法第 7 条第 1 項に規定する

農地等の利用の最適化の推進に関する指針は、当該地域の目指す農地利用の将来ビジョンを描くもので、農業委員会はこの指針を定めなければなりません。」ということでこれを作らないといけないということで本委員会としての目指すべき姿を文字に起こしたということ、これをしなかったからダメということはないですけど、目標を立てて頑張らしましょうね、という様な位置付けです。毎年、3月に令和6年度の最適化の目標を立てましたよね。6月に反省と点検というのを出しましたよね。という風に目標を立てて、行動して、自分たちで振り返って、新たな目標を立ててというのを繰り返ささいということになっているんですけど、これは大まかに3年毎の目標を立てなさい、個別の目標は毎年計画を立てなさいという様な流れになっています

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、採決いたします。
議案第37号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第37号については承認されました。したがって、町ホームページにて公表することといたします。

議長 つぎに、議案第38号「農地所有適格法人の承認について」を議題といたします。

議長 議案の内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、43ページをご覧ください。
農地法第2条第3項の規定に基づく農地所有適格法人要件について、
■■■■■■■■■■より審査の申し出がありました。これは、法人として農業経営を行うため、農地の取得を希望する場合には、農地所有適格法人としての要件を満たす必要があることから、農地を取得する際にその前段に要件に適合するか審査するものであります。申請法人は、
■■■■■■■■■■で、設立は令和5年4月24日です。代表取締役は■■■■さん。構成員は4名で、町内に本店を有し、経営は畜産業を主に営み、自給飼料を栽培いたします。資本金200万円の株式会社で、将来、利用権設定と所有権移転をするのに伴い農地所有適格法人の

承認申請が提出されました。

現在、代表取締役の■■■■さんの親族である■■■■さんが所有する農地および■■■■さんが経営されていた農地を利用権設定と所有権移転をする予定です。

議決要件ですが、総議決権の過半は農業関係者であることが必要ですが、申請者は議決権の数の合計 200 株全てを代表取締役が有しており、割合が 100%となっていることから要件を満たしております。

次に、役員要件ですが、理事等の過半は農業に常時従事する構成員であること、また、理事等又は農業について権限と責任を有する使用人のうち、1人以上の者が農作業に従事となっておりますが、こちらも要件を満たしております。

以上のことから、申請者は、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。説明は以上です。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、ご質問等はないですか。

井崎 これはずっと問題になっていたとこなんですけど、東京から引っ越してこっちに住んでいる形になったからやっと下りたんですよ。

事務局 取締役の方はこちらには住まないんですけど、この構成員の4名の方が管理するということで、取締役の方は販売とか加工品の販売にあたります。

井崎 構成員の一番上の方は365日だけど次は16日、50日、16日。

事務局 365日と書いてありますけど、一人当たり年間の時間でいくと1,520時間になるんですけど365日したとして1日平均が4時間、1日8時間くらいにすると190日ほどになるかと、交代で管理はされると思うんですけど、ここに書かれているのは責任者というかそういう感じで、上の甥の方が365日ということで記載されています。

井崎 現在、牛飼っているところも元々牛舎があったところも活用されていないんですよ。

事務局 前使っていかなかったところも放牧を中心に借りていたところとか、お母さんが所有されているところを牛を放牧するということです。草が生えたところを食べさせながら育てるという事で聞いています。

出口 そんなに広いところなかったですね。前、見に行った時は。

井崎 いいや、その横にある。

井崎 うちがもう借りっぱなしになっていて、そのままほったらかしになっていて、何年か前に新恵さんがちゃんとしてくれて、ちゃんと生かそうとしていたらストップをかけて、ここ何年かで法人立ててちゃんとしているって言ったけど結局、■■■さんの娘さんが帰ってくる話だったけど結局帰ってこないでそういう形でOKが出た訳ですね。

事務局 1月に一回ですね。

井崎 そういう様な話だけは聞いていたから。
北原牧では一番問題な場所だったんですね。ずっと。

中山 今、言われたように新恵さんに相当きれいにしてもらって何町も、ほとんど自腹でやって、で耕作させてくれるのかなと思っていたら向こうが作らせないと言って井崎さんの畑とかもあるんですけど竹山になって、それも新恵さんがきれいに整備してくれて見違えるようになっているけど、またそれが草茫々になってですよ。放牧とか言われているけどトラクターで耕すのが面倒くさいから放牧するとかいうのかと思うたりするけど、道路は草が生い茂って通れる状態でもないし、以前は■■■■さんがキウイ入れてくれないかと言っても牛を肥育するからという約束で売買はなかったんだけど、きれいに管理してくれれば私たちも管理支部としてはやりいいんだけど、前のように口約束の事してくれないで畑も草山になってしまうとちょっと大変やね。そこは責任もって今度はやってもらわないといかんし。

議長 そして前の経営者の方がちょっと色々あったんだけど、一ツ瀬土地改良区の分も全部清算されたという話は聞いた。

中山 代表者の方が支払いをしてくれたということでしょう。東京の方が。

事務局 今度はこの方は一切入っていない。

井崎 でもわからないですね。実際どうなるか。そこなんですね。

事務局 適格法人になった場合は、毎年、報告義務があるので、ちゃんとしていない場合はうちの方から指導や取り消される場合もあるから。

中山 加工販売と書いてあるけどまた別に設けるんですか。

事務局 主に赤身の肉をした後の残ったっていうか、そこで加工してペットフードとして販売する予定ということで加工業者とか全部場所とか会社名とか全部挙がっています。西都市の株式会社■■■■■というところが加工、宮崎市の■■■■■が食用加工、ペットフードの加工が田野の■■■■■株式会社になります。

計画では、そことちゃんと取引してそういう風な販路を設けますというような計画で出ているんですよ。きちんと実行されればいいんですけど。

事務局 皆さん心配されているんですけど、先ほど言ったように 1 年に 1 回の定期報告をきちんと出してもらって確認するっていうことと、農地の管理をきちんとしてもらうように話を一言伝えておくというのもしたらどうかなと思うんですけど。前の状況があるんで懸念が出てますと釘を刺しておいてもいいのかなと思います。

井崎 それは言っておかないといけませんよね。

長友嘉 前の時は、田んぼの畔が分からなくて潰したですもんね。草がたちかぶっていて、2 枚あった田んぼを掻きよったら畔がわからなくて掻いてしまったと聞いた。そういうイメージがあって。

事務局 農地管理課と産業振興課も一緒に入ってもらって適格化法人の説明をしたんですけど、周りのところの同意も取ってもらうようお願いしました。

井崎 ほったらかしてあるうちの畑もあるし、一番奥だからどうにもならないんです。その手前のところも買い取るような話もあってたけど、結局、推進委員している間には上がってこなかったから購入はしてないし、結局、どうなっているのかなと思いながら。うち自体もずっと何にももらっていない状態もずっと続いているから、実際言ったら取り上げて他に貸付できるなら貸付したいんだけど、手前の方が入られない状態だから、道があっても道が無い状態だから。本当に困っているんで

すよね。年 1 回立ち入りできる状態も見せないと厳しいかなこの場合は。WC Sを観音山の下のほうに植えてあるけど、半分以上、草ですもんね。除草剤一回撒かないといけないという話はしているんだけど絶対じゃないからWC S撒いてないんだけど元々撒かないから、それでお金が出るか出ないかわからないんだけど、そういう風に今年もずさんな管理になっているから、そこを気を付けてお願いします。

議長 そしたら農業委員会と産業振興課と農地管理課とで再度指導してこの現状を。1 年間は様子を見るしかないのかなと思いますけど、どちらにしても悪ければ次の農地取得の時とか賃貸借の時には認めない状況になりますので、そういう指導になりますけどそれでいいですかね。

中山 井崎さんが言われた 5 年間ぐらい小作料を貰っていないという地主さんも近場にいると思うんですよね。そこも解消していかないと適格法人を受けてもそういうのを解決しないで適格法人をされてもなんのメリットもないし、反発も出るのかなと思うからそこはちゃんと法的に払うものは払うというのをしておかないと、それを無視したまま会社を設立されても、周りじゃろくな話もでないし、農業委員会は許可を出したのかとなるでしょう。そこはちゃんとしておかないと小まめにチェックをしていかないと、今まで口約束のなかで裏切られて来っというのがあるからですよ。ここは要注意です。

議長 賃貸借の契約とかもきちんと清算してということで。

事務局 今度は中間管理の契約にしています。

議長 過去の分で未払いの分があれば。

出口 今は全部、借地ですか。構成員の農地の所有書いていないけど。

事務局 お母さんの所有地がここの面積です。お母さんの所有地が 16,606 m²で契約が入っているのが 12,000 m²です。

議長 条件付きで承認しないとしょうがないかな。前の契約が入っていないところをきちんと入ってもらって。

議長 前の分をきちんとするというので、承認でいいですかね。

逆に前の分をきちんとして、改めて再度申請させるか。
それでは、一応、保留案件にしといてきちんとした段階で承認する
ということでもいいですかね。

(異議なし声あり)

議長 一応、そういう形で本人を呼んで確認をしたうえで、再度もう一回あ
げて承認という形を取りたいと思いますがでもいいですかね。

事務局 中々、帰ってくるのが急なんですよ。そういう時って委員さん達も呼
んですか。

事務局 事務局できちんと整理して、問題ないよということで再度、報告して
承認を得るということで。

議長 それではそういう形で議案 38 号については良いですかね。

(異議なしの声あり)

議長 以上で、令和 6 年 7 月 29 日開会の第 7 回新富町農業委員会定例総会
に付議されました案件は全て審議終了しました。これをもって閉会い
たします。ありがとうございました。

令和 6 年 月 日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____